

和解仲介手続の傍聴について

総 括 委 員 会
平成29年3月14日決定

和解仲介手続の傍聴は、同手続が原則として非公開と定められている趣旨に鑑み、原則として認められない。ただし、仲介委員は、次の場合には、当事者の意向を踏まえた上で、和解仲介手続の傍聴を許すことができる。

- (1) 仲介委員において当事者との関係等に照らして相当と認める者による傍聴の場合
- (2) 司法修習生による司法修習の一環としての傍聴の場合（なお、法科大学院生による傍聴については、法科大学院生に法律上の秘密保持義務が課されていないこと等に鑑み、この場合に準じて取り扱うことは相当でない。）

以 上